

■ 補助対象工事内容と基準

メニュー	工事内容	基準
①バリアフリー ※介護認定有 りの方等は申 請できません	手すりの設置	手すりの設置、段差の解消等の工事については、 門から玄関までの通路部分の工事も対象。
	段差の解消	
	引き戸への変更	・開き戸を引き戸（半折、アコーディオンを含む）へ変更するもの
	和式→洋式便所への変更	
	浴槽のまたぎ高さの低減	・変更後のまたぎ高さを450mm以下とすること
②防災性	壁又は天井の防火性の向上	
	防水板の設置	・建築物及び敷地の出入口に設置するもの
	屋根の軽量化	・事前に耐震診断を受けている木造住宅であること 現状のlw値が1.0未満であって、改修後のlw値0.7以上に向上することが明確に示されている場合→上限30万円 その他の場合
	基礎の補強	
	壁の補強	（屋根の軽量化に限り※簡易診断も可）→上限10万円
	耐震シェルターの設置	・簡易診断し、木造住宅に「東京都が安価で信頼できる木造住宅の装置として選定したもの」を設置する工事（旧耐震→上限30万円、新耐震→上限10万円）
	感震ブレーカーの設置	・分電盤タイプ（分電盤に内蔵又は接続するタイプ）で電気工事を伴うもの（コンセントタイプは対象外）

※簡易診断は、日本建築防災協会が監修する「誰でもできるわが家の耐震診断」を行ってください。